

学校において予防すべき感染症における出席停止について

学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症（学校感染症）と出席停止期間が定められています。この出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。

出席停止期間中は、医師の指示に従って十分に静養するとともに、感染予防のため友人等との接触を避けてください。また、他の生徒への感染の恐れがなくなり、医師から登校の許可が出ましたら、登校許可書に保護者が記入し、担任に提出してください。

種類	感染症名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものまたはH7N9に限る。）	治癒するまで ※左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第一種の感染症とみなす。
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ<H5N1、H7N9>を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風しん（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで

※ ただし、第二種の各出席停止期間基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない。

キリトリ

登校許可書（保健室保管）

呉青山中学・高等学校長 様

年 組 番 生徒氏名

○ 病名

○ 出席停止期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

○ 診断を受けた医療機関名

令和 年 月 日

保護者氏名（自署）